

流山市農業委員会  
平成21年第6回  
総会議事録

平成21年6月25日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成21年6月総会議事録

1 期日 平成21年6月25日(木)

2 場所 流山市ケアセンター4階第1研修室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(14名)

1番 水野 敬久	2番 藤井 俊行
3番 坂巻 忠志	4番 中村 敏則
5番 大作 榮	6番 根本 隆
7番 小林 常男	8番 須郷 英夫
9番 水代 啓司	10番 渋谷 辰夫
11番 戸部 源房	13番 石井 勇
14番 大塚 侃	16番 高市 正義

5 欠席委員(1名)

15番 秋谷 博

6 書記名 次長補佐 吉田 勝実  
臨時職員 乗松 健

7 事務局 事務局長 池田 孝  
事務局次長 岡田 敏夫

8 会議目次

(1) 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)	1
(2) 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)	4
(3) 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	4
(4) 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	7
(5) 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について	9
(6) 議案第31号 平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について	11
(7) 報告第6号 合意解約の通知について	18
(8) 報告第7号 専決処理の報告について	18

開会 午後15時06分

高市議長 それでは、ただいまから平成21年第6回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員14名、欠席委員1名であります。よって定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員を指名いたします。9番水代委員、10番渋谷委員を指名いたします。

また、会議の書記として吉田補佐及び乗松臨時職員を任命いたします。

これより議事に入ります。

本日の議案につきましては、お手元に配布してありますとおり、議案第26号から議案第31号及び報告第6号から報告第7号であります。

それでは、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」（市許可）を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の1ページでございます。

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年6月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の3条の許可申請は、全部では10件でございますが、1件、5条と関連する案件がございますので、議案第26号としては、9件でございます。

まず1番でございますが案内図は1ページでございます。

申請地は、流山市平方の畑、503㎡でございます。

譲受人は市内で農業を営んでおります。

農業経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものでございます。

次に、2番でございますが案内図は2ページ、3ページでございます。

申請地は流山市駒木台の畑、690㎡でございます。

譲受人は市内で農業を営んでおります。

実際の耕作者に登記名義を合わせるため、所有権移転をしようとするものでございます。

次に、議案書の2ページ、3番から、議案書の4ページの9番につきましては、耕作地整理のため、登記名義が流山市となっている旧水路用地、現在は権利者が耕作している田と、現在の水路用地、登記名義人が権利者である

土地を、交換しようとするものでございます。

案内図はいずれも4ページでございます。

まず3番でございますが、申請地は、流山市平方の田、6筆、603㎡でございます。譲受人は市内で農業を営んでおります。

次に、4番でございますが、申請地は、流山市平方の田、3筆、292㎡でございます。譲受人は市内で農業を営んでおります。

次に、5番でございますが、申請地は、流山市平方の田、3筆、293㎡でございます。譲受人は市内で農業を営んでおります。

次に議案書の3ページ、6番でございますが、申請地は、流山市平方の田、3筆、291㎡でございます。譲受人は市内で農業を営んでおります。

次に7番でございますが、申請地は、流山市平方の田、3筆、291㎡でございます。譲受人は市内で農業を営んでおります。

次に8番でございますが、申請地は、流山市平方の田、3筆、295㎡でございます。譲受人は市内で農業を営んでおります。

次に議案書の4ページ、9番でございますが、申請地は、流山市平方の田、3筆、294㎡でございます。譲受人は市内で農業を営んでおります。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)」御報告いたします。

最初に1番であります。権利者の年齢は60歳で職業は農業です。義務者の年齢は91歳で職業は無職です。

申請事由につきましては、経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものです。

権利者の営農状況につきましては、農業従事者は2人で耕作面積は、田と畑の合計で7,213㎡であります。

申請地につきましては、権利者の自宅の東側に隣接しており、なすやピーマンなどが作付けされております。売買価格は1坪当たり8万円で、総額は1,200万円でありました。

なお、この場所は、今まで農用地利用集積事業を利用して、権利者が耕作している畑でしたが、その一部を買い受けることにしたため、今回、買受ける部分を分筆後、議案書の12ページ、報告第6号のとおり、合意解約し申請書が提出されたものであります。

次に2番であります。権利者の年齢は69歳で、職業は無職です。義務者の年齢は77歳で、職業は無職です。

権利者の営農状況につきましては、農業従事者は3人で、耕作面積は畑の7,712㎡であります。申請事由としては、実際の耕作者に登記名義を合わせるためということであります。

この件につきましては、議案案内図の3ページを御参照いただければと思いますが、戦後の農地解放時の錯誤により、登記簿の所有権と実際使用している場所に相違があることが判明したとのことであります。

このため、今回の申請地とこれに隣接している山林の2筆と、申請地の東側にある宅地と山林の2筆について、それぞれ実際の土地所有者に登記名義を合わせたいというものであります。

次に、ヒアリングの中で権利者の耕作状況について確認をしましたところ、一部耕作を行っていない農地があるとのことから、再度、権利者の入室をいただき、不耕作地については早急に耕作を再開し、これを解消するよう指導をいたしました。

次に3番であります。その次の4番から9番までの案件につきましても、同じ内容であり関連もしておりますので、一括して御報告いたします。

最初に、申請のあった場所につきましては、新川耕地の中にあり、元の松戸野田有料道路の西側に位置する所でありました。

次に、本件の申請事由ですが、登記簿の所有権と実際使用している場所が相違していて、流山市が所有している水路用地と今回申請のあった権利者の田んぼが逆になっていたというものであります。

このため、登記簿上の名義及び位置を現況と一致させるため、今回、流山市を義務者として交換をするための申請があったものであります。

本件につきましては、昭和51年頃からの懸案事項となっており、これを整理するため、今まで土地所有者や関係者との調整を行ってきたそうですが、当時の水路用地の所有者は国の所有であったこともあり、長年中断していたとのことでありました。その後、水路用地の所有が市の物となり、また、地元土地改良区の御尽力もあって、今回、市や土地所有者、また、法務局などとの協議も整ったことから、申請に至ったものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案につきましては全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方。

11番(戸部委員)流山市の水路移転の件ですが、国から青道、赤道が市に移管されたという問題がありまして、また、今回からは流山市など企業会計になります。企業会計では、こういう青道、赤道も値段を付けて全部計上し

なければいけない。そういうことからだと思いますが、この水路を造った場合、こちらにあった水路がこちらに来る。そうした場合、耕作に問題があるのではないかと思います。それから、この水路に関しては流山市がきちんと水路として構築するのでしょうか。この2点について御説明をお願いします。

13番(石井委員) 只今の御質問について、私、新川土地改良区の職務代理をしておりますので。現状は水路が田の中にあります。40年位国土交通省とやっていたのですが、進展がなくてどうにもならない状況でしたが、今回、市に水路が移管されたことにより話が進んできたものです。現在、水路用地は田んぼになっていて、田んぼ用地が水路になっています。

従いまして、登記と現状が違うため、それを現状に合わせてやった訳です。長年の土地改良区の懸案事項だったのですが、ここでやっと現状に合わせた登記ができるようになったものです。

11番(戸部委員) わかりました。

高市議長 ほかにございますか。

1番(水野委員) 今回の申請地の先や下の方とか、この他に新川耕地には、こういう場所はないのでしょうか。

13番(石井委員) 地権者が納得された方から進めています。まだ先や横などにもあります。出来る範囲から行っていく予定です。

1番(水野委員) わかりました。

高市議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」(市許可)及び議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)は関連がありますので、一括して議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の5ページでございます。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年6月25日提出 流山市農業委員会 会長 高市 正義

議案第27号の3条の許可申請については、次の議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請と関連がありますので併せて提案させていただきます。

まず、議案第27号でございますが、案内図は5ページ、6ページでございます。

申請地は流山市小屋の畑、96㎡でございます。

譲受人は市内で農業を営んでおります。

経営規模の維持を図るため、議案第28号の2番ほかの土地と交換しようとするものでございます。

次に議案書の6ページ、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年6月25日提出 流山市農業委員長 高市 正義  
今月の5条の許可申請は、3件でございますが、先ほども申しあげましたように、議案第28号は、議案第27号と関連がありますので、議案第28号としては2件でございます。なお、1番、2番とも同一事業でございます。案内図は5ページ、6ページ、7ページでございます。

申請地は流山市小屋の畑、1番が138㎡、2番が29㎡でございます。

転用目的は1番が分家住宅の建設です。2番はその進入路としようとするものでございます。所要資金は、3,900万円で、借入金と自己資金、それから身内からの資金で賄うということでございます。他法令の関係は、都市計画法が該当し、現在手続き中でございます。

この分家住宅を建設するに際しましては、宅地と道路とが接続しませんので、宅地進入路用地として、義務者の協力が得られたことから、その代償として、議案第27号の農地そのほか既存宅地進入路用地と同面積で交換しようとするものでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)」と議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)は関連がありますので一括して御報告いたします。

初めに、議案第28号の1番から御報告させていただきます。

申請事由につきましては、分家住宅を建築したいというものであります。権利者は義務者の孫にあたりまして、現在は結婚してお子さんもおります。今は義務者の家に同居されていますが、ここで分家の条件が整ったことから、

今回の申請に至ったということであります。

次に、被害防除対策につきましては、周囲は型枠ブロックで囲み、雨水や排水につきましては、浸透柵や合併処理浄化槽を設置し雨水管に接続するということでした。

また、資金計画につきましては、建築費等で約3,900万円で、これを銀行からの借入金や自己資金並びに身内からの資金で賄うとのことでありました。他法令につきましては、都市計画法の開発行為が該当し、現在申請中であります。

次の2番の宅地進入路とする案件でございますが、只今1番で御説明いたしました分家住宅を建築するにあたっては、開発行為に関する協議がされておりますが、この中では、分家住宅用地となる土地は公道に接しておりません。このことから、開発行為を行う場合の許可条件として、分家住宅用地と公道を結ぶ幅員2メートルの宅地進入路用地の確保が必要となりましたが、今回、この宅地進入路部分の土地所有者である義務者の協力が得られ、土地の提供を受けることができることになったため、先ほどの1番の案件と合わせ申請があったものであります。

次に、議案第27号であります。この権利者は、宅地進入路部分の土地所有者の方と同じであります。先ほど議案第28号で御報告いたしましたとおり、分家住宅用地が公道と接していないため、2番の義務者の畑を通らなければなりません。今回、義務者の協力が得られ、宅地進入路部分を提供してもらったかわりに、その分の面積を交換により譲り受けたいというものであります。なお、申請地は細長い土地となっておりますが、義務者が所有している畑と接しておりますので、取得後も一団の農地として使用することができるということでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、議案第27号及び議案第28号につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、議案第27号及び議案第28号に対する質疑に入ります。  
質疑のある方。

11番(戸部委員) 両者の交換の割合はどのくらいですか。

岡田次長 交換は等面積だそうです。これは税務署の方とも協議が終わっておりまして、等面積で税務署の方もそれで良いということになっているそうです。

11番(戸部委員) わかりました。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

議案第27号及び議案第28号について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって議案第27号及び議案第28号は、許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の7ページでございます。

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年6月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

案内図は8ページ、9ページでございます。

転用目的は、住宅への進入路として使用するものでございます。所要資金は、建築しようとする部分は既存宅地でございますので、直接この許可申請については必要ございませんけれども、建築資金は2,400万円で、自己資金と銀行からの借入金を予定しているということでございます。他法令の関係は、この転用に関しまして公道への接道義務が無いということで宅地課からの指導がありまして、都市計画法が該当し、現在手続き中でございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」御報告いたします。

申請目的は、宅地進入路とするものであります。

次に、申請事由ですが、権利者は義務者の長女でありまして、今年4月に結婚し、現在は義務者の家に同居されておりますが、ここで、義務者の家の北側に隣接する所に分家住宅を建築したいということであります。

このため、本案につきましても、開発行為に関する協議がされておりますが、先ほどの議案第28号の案件と同様に、開発行為申請を行う場合の許可条件として、公道に接続する幅員2メートルの宅地進入路を付ける必要があるため、今回の申請に至ったということであります。

なお、宅地進入路とする部分を除いた分家住宅を建てる部分の土地につきましては、許可を要しない土地の証明願いが提出され、平成9年2月に現況、宅地として証明されております。

次に、宅地進入路に係る被害防除等についてですが、宅地進入路の整備に当たっては、現在の高さで砂利敷きとして整備を行い、雨水は浸透するため周囲に被害はないとのことでありました。資金所要額につきましては、住宅建築費用等も含めると、全体で約2,400万円ですが、これを自己資金と銀行からの借入金で賄うとのことでした。

次に他法令につきましては、都市計画法の開発行為が該当し、現在申請中とのことでありました。

最後に、今回の申請に際しましては、転用部分の分筆が行われておりますが、分筆後、農地として残った部分については、適正に農地として使用するよう申し伝えました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

5番(大作委員) 現在、住宅進入地に街道がありますが、その街道は利用できないのですか。

図面を見ると2メートルの既存の宅地進入路がありますが、更に北側に2メートルつけなさいということなんですか。これは都市計画法上そうなるのですか。

岡田次長 この件につきましては、だいが事務局にも相談にいられて宅地課とも協議をしたのですが、公道が有りその道路が流山市道として建築基準法の道路としては1.8メートルしかないので建築基準法の道路としては使えないということのようです。現在建っている家の接続部分として細長く2メートル分伸ばしてとってあります。その部分は今回の住宅建築にあたっては既にその敷地の分としてとってありますので、今回それは使えないということが宅地課のほうで指導されたということで、今回こういう形で改めて敷地延長部分を農地転用したいということで申請があった訳でございます。

高市議長 よろしいでしょうか。

5番(大作委員) はい、わかりました。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。よって本案は、許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の8ページでございます。

議案第30号 農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が下記のとおりあったので、意見を求める。

平成21年6月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の利用集積は、更新が2件、新規が1件の計3件でございます。

まず1番でございますが、流山市南の畑1031㎡でございます。案内図は10ページでございます。

次に2番でございますが、流山市前ヶ崎の田1,999㎡でございます。案内図は、11ページでございます。

次に3番でございますが、新規でございますが、流山市古間木の畑967㎡でございます。案内図は、12ページでございます。

次に議案書の10ページでございますが、今年度の利用集積事業の累計表でございます。

本年度は、この後、御審議をいただきますが、目標の設定面積を3ヘクタールとさせていただいております。引き続き新規の掘り起こしに御尽力をお願い申し上げます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は更新が2件、新規が1件の合計3件であります。

最初に、1番であります。本件につきましては、利用権設定期間の更新をするものではありませんが、他の耕作地の中において、権利者が行っている農地の耕作状況による苦情が近隣の耕作者からあること。また、耕作地の中には農地法等の手続きを取らず借地を行っていると思われる農地があることから、小委員会への出席をお願いしておりましたが、出席がなく、これらの

点についてお聞きできないため、本件につきましては、審議保留とすることに決定いたしました。

次に、2番であります。利用権設定期間を更新するものでありまして、現地の状況につきましては、水稻が作付けされております。

また、次の3番につきましては、6年間の利用権を新規に設定するものでありまして現地の状況につきましては、ねぎ・さといもが作付けされております。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については1番を除き、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

11番(戸部委員) 1番については出席がないということで保留になっておりますが、その後はどうなっておりますか。

岡田次長 1番につきましては、本日、午前中に本人から電話がありまして、本人が申すには、日程、時間を間違えていたという連絡がありましたので、その点につきましては、来月また審議を行いますので、再度必ず出席するよう申し伝えてございます。

この件につきましては、さきほど大塚委員長とも御相談いたしました。来月、この1番につきましては、引き続き第2委員会で御審議をお願いしたいと思っております。

高市議長 よろしいでしょうか。他に質疑はございますか。

13番(石井委員) 今の件ですが、来ることになっていたのに来なかったものですから、それでは審議ができないということで次回に送らせていただきたいと思っております。それで、この件につきましては、西深井から苦情がきております。稲は刈っても稗は刈りません。皆さんに迷惑がかからないような無農薬栽培をしてほしいと出席したら注意したいと思っておりましたが、出席されなかったものですから、この案件は次回にとなったわけです。近隣の人たちのお願いなんです。また、去年は特に水害、ゲリラ豪雨の影響で水が全面的に被ってしまったため、特に苦情が多かったものですから。

高市議長 この件につきましては、第2小委員会でしっかりとその方から意見を聞いていただくということで、委員長よろしくをお願いいたします。よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんね。

それでは、これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、1番を除き承認することに賛成の方

の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案については、1番を除き、承認することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第31号「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

岡田次長 議案書の11ページでございます。

議案第31号 平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画案を次のとおり策定するものとする。

平成21年6月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

本案につきましては、去る1月の総会、それから4月の総会で御説明申し上げたところでございますが、昨年12月に農林水産省が公表いたしました農地改革プランに基づきまして、策定しようとするものでございます。

それでは別紙を御覧いただきたいと思っております。

（以下別紙）

### 平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）

都道府県名： 千葉県

農業委員会名： 流山市農業委員会

#### 促進等事務

##### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

（1）現状、課題及び平成23年度までの目標

現 状	農家数	790戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	103戸	48経営	0法人	0団体
	農業生産法人 人数	1法人			
課 題	本市の認定農業者は、平成10年に29経営体で発足したところであるが、その後漸増し、現在では48経営体50人となっており、本市農業の中核をなしている。しかしながら、本市農業は自家消費型から企業的農業まで多様化しており、それぞれが農業振興の役割を果たしているため、認定農業者のみに農業振興を				

	頼ることは困難な面がある。 このため、意欲的でプロ意識に目覚めた認定農業者を機軸としながらも、多様な担い手の育成・確保を図る必要がある。		
平成23年度 までの目標	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	経営	法人	団体

\* 初年度は、平成23年度までの目標については記入不要

(2) 平成21年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
平成23年度までの 目標案	55 経営	0 法人	0 団体
目標案	2 経営 (近年の年間平均増加数等 から目標設定)	0 法人	0 団体
活動計画案	7月 認定農業者候補者名簿作成 8月 認定農業者連絡協議会長と協議 8月～12月 認定農業者候補者への個別訪問実施(公選農業委員)		

\* 1 目標案は、当該年度における認定農業者等担い手の増加目標

\* 2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

\* 3 平成23年度までの目標案は、平成23年度末の担い手数の目標案とし、初年度のみ記入

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
現 状	452.87 ha	20.4 ha	4.5 (%)
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加が、農地の有効利用を図る上での課題となっている。 新川耕地西側は、優良な水田であり、耕作が見込まれない農家に対しては利用集積を図る必要がある。		
平成23年度	これまでの集積面積	目 標	合 計

までの目標	ha	ha	ha
-------	----	----	----

\* 初年度は、平成23年度までの目標については記入不要

(2) 平成21年度の目標及び活動計画案

平成23年度までの目標案	集積面積 30 ha
目標案	集積面積 3 ha
活動計画案	<p>7月 円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を実施</p> <p>8月 管内の農地所有者等を対象としたアンケート等による意向調査</p> <p>9月～11月 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動（意向調査の結果を基に担い手への利用集積が可能な農地の面積等を確定）</p> <p>12月 担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動</p>

\* 1 目標案は、当該年度における担い手への農地の利用集積の目標面積

\* 2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

\* 3 平成23年度までの目標案は、平成23年度末の集積面積の目標案とし、初年度のみ記入

3 耕作放棄地の解消

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

現 状	管内の農地面積	耕作放棄地の面積	耕作放棄地率
	452.87 ha	12.5 ha	2.76 (%)
課 題	<p>農業者の高齢化と後継者不足により、毎年度新たな耕作放棄地が発生している。耕作放棄地発生防止の呼びかけと早期発見に努めることが重要であり、速やかな所有者等への指導とともに、一時的な解消とならないよう導入作物の提示などを併せて行う必要がある。</p>		
平成23年度までの目標	これまでの解消面積	目 標	合 計
	ha	ha	ha

\* 初年度は、平成23年度までの目標については記入不要

(2) 平成21年度の目標案及び活動計画案

平成23年度までの目標案	解消面積 5 ha (23年度末に耕作放棄をゼロにする目標を記入)
目標案	解消面積 2 ha (23年度までの目標案の4割程度)

活動計画案	<p>当面の目標として、基本構想に掲げる遊休農地面積 12.5ヘクタールの解消に努める。</p> <p>7月 広報活動</p> <p>7月～11月 農地パトロール（毎月実施）</p> <p>・耕作放棄地解消に向けた取組</p> <p>通年 農地所有者に対する指導</p> <p>通年 担い手への利用集積</p> <p>通年 市民農園、体験農園への利活用の指導</p> <p>7月～10月 草刈等の農地保全</p>
-------	--

- \* 1 目標案は、当該年度における耕作放棄地の解消の目標面積
- \* 2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入
- \* 3 平成23年度までの目標は、平成23年度末の解消面積の目標案とし、初年度のみ記入

#### 4 違反転用への適正な対応

##### (1) 違反転用の状況

違反転用の状況	件数	14件	面積	1.2ha	主な用途	建築物等
---------	----	-----	----	-------	------	------

##### (2) 平成21年度の目標案及び活動計画案

目標案	<p>農地転用許可後、建築物を建築する例が発生しており、都市計画サイドと連携し、是正指導を行う。また、同様の事案の発生を防止するため、申請時に厳格な指導を行うとともに、農業者等への周知、農地パトロールを徹底する。</p>
活動計画案	<p>違反転用者に対し、違反転用委員会による違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施の是正指導を実施</p> <p>7月 リーフレットによる農業者等への取組</p> <p>7月～12月 農地パトロール（毎月実施）</p>

- \* 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### 5 農地パトロール

##### (1) 平成21年度の活動計画案

活動計画案 (実施時期、体制、 実施回数等)	<p>7月～ 農地パトロールの実施（毎月実施）</p> <p>また、地域ごとのパトロールを各地域の担当農業委員で随時実施。</p>
------------------------------	---

- \* 活動計画案は、詳細かつ具体的に記入

## 6 農地情報の整備と共有化

### (1) 平成21年度の活動計画案

農地基本台帳の 情報の更新に 関する活動計画案	毎月の総会終了後、農地の権利移動や転用等の状況についての情報の更新を実施。また、1月の選挙人名簿の調製及び8月に行う所有農地の調査結果に基づき台帳の補正を実施。
共有化に関する 活動計画案	関係機関との連携を図り、共有化について検討する。

\* 活動計画案は、詳細かつ具体的に記入

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。戸部委員長。

戸部委員長

議案第31号 平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定について

本案に関する総合農政検討委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。総合農政検討委員会は、去る5月22日、委員多数の御出席をいただき開催いたしました。

当日の議題は、「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について」そのほかであります。本案につきましては、去る4月の総会で事務局から説明があったところですが、昨年12月3日、農林水産省から、国内における食料供給力の強化等を図るための新たな農地政策の方向として、農地法などを抜本的に改正する「農地改革プラン」が公表されたこと、また、これまで地方分権改革推進委員会や規制改革会議において、農業委員会については、審議の形骸化や公平性への疑問が指摘されてきたことに伴い、1月23日付けで、農林水産省から農業委員会の適正な事務実施について通知があったものでございます。その内容につきましては、農地法等の法令事務については、透明性の向上と公平性・公正性の確保を図ることが強調され、総会議事録をホームページで公表をすること、また農地の効率的な利用を図る促進等事務については、目標及びその達成に向けた活動計画を策定、検証することとされ、6月末までにこの計画を策定し、国に報告をするよう求められたことから、開催したものでございます。

このため、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について、慎重に検討した結果、先ほど事務局から提案のあったとおり、策定したものでございます。特に、農地の利用集積につきましては、目標3ヘクタールということで、各農業委員の地域事情があろうかとは思いますが、農業委員1人当たり2,000㎡を目標に御努力をお願いいたします。御参考までに、

昨年度と今年度の農業委員別の実績表をお配りしてございます。

以上で、流山市農業委員会総合農政検討委員会における審議の経過と結果についての御報告を終わらせていただきます。

なお、農地法等関連改正法案は、去る5月8日、衆議院を通過し6月17日には参議院で可決、成立しており、年内には施行される運びでございます。ちなみに、農地に企業が参加できるというのがポイントになっております。よろしく申し上げます。

高市議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

2番（藤井委員）ただいま委員長から報告がありましたように、総会の議事録等がホームページに公開するというので、早々第4回の総会が流山市のホームページに公開されております。それが、ある市民の方からご指摘があったのですが、通常、審議会等については匿名表記なのですが、農業委員会だけ積極的に委員の名前から実名で表記されているというお話でした。実名が本当は良いとは思いますが、本当に良いのか、皆さんで協議をしてもらった方がよいのではないのでしょうか。

岡田次長 農業委員の皆様及び我々職員も含めて公職でありますので、農業委員の名簿もホームページで公開してございます。その意味からも公務でございますので総会での発言の内容につきましては、先ほどの国からの通知にも農業委員会の会議の顛末を省略することなくすべて公表するものと通知が来ております。ただし申請者等の個人名は省いてございます。公職としての発言でございますので、その点は事務局として公表したわけでございます。

2番（藤井委員）わかりました。

13番（石井委員）総会だけでなく、小委員会でも事前に審議していますので総会では発言しないことも多くあります。ただ何も発言しないわけではありません。議事録は総会のものですのでその辺の内情もわかっただけでいいと思います。

岡田次長 それは小委員会の委員長報告という形で細かく掲載しております。

13番（石井委員）よろしく申し上げます。

高市議長 ほかに質疑ございますか。

2番（藤井委員）今日見た農業新聞等には積極的に農業委員会が活動し、耕作放棄地等についてもデータベース化したりしていることが掲載されていましたが、流山市においては耕作放棄地等については、あまり把握していないと思います。今回の活動報告の中には市民農園、体験農園の利用を活発にさせていくこともうたっています。以前、体験農園の方たちが農地を探している相談を農業委員会にもしましたが、そういう畑の仲介などは出来ないとい

うことでした。

必要とする人達が何処に相談したらよいのか、わからない状況ではなかなか難しいと思います。その辺、やはり、今IT化も進んでいるのでデータベース化していくような方向などを検討していく必要があるのではと思います。予算が足りなければ予算を取るということも必要だと思いますので、ぜひ積極的に動いて頂きたいと思います。

11番(戸部委員) その辺については、目標として提示しております。実際は遊休地はもっと多いと思いますが、ただ、とらえきれない面もあります。この辺については今後どこを対象として遊休地を設定していくか。それに対しては利用集積など、計画を立てるだけではなく着実に実行していかなければならないと思います。借りたい人がいても、知らない人に貸すケースはほとんど無いというのも現状ですが、ただ今後は遊休農地解消に向けてしっかりと取り組む必要があると思っています。

池田事務局長 遊休農地の件についてですが、実際にすぐ対応しなければいけない面積は12.5ヘクタールで、これは調査した結果の農地でございます。それで特に住宅と住宅の間にある草が繁茂しているような農地的な所はカウントできないのが実情です。とういのは、そこがいつ宅地や駐車場になるかのかわからない状態の中でそこを非耕作地としてカウントするのが現実的ではないものですから将来にわたって農地としていける部分について12.5ヘクタールで、それは計画的に解消に努めていきたいと思っています。

11番(戸部委員) それと、今回農地法が改正になり企業参入が出来ることになりました。この法律が施行されたらいろいろ検討していかなければいけないと思います。ただし、まだ農地法の一部改正といってもよくわかりませんので、今後、手続きなどの手順がわかり次第、農業委員会で随時検討していきたいと思います。また、標準小作料なども廃止になるようですし、そのほか改正事項がいろいろとありますので、農業委員会で一度勉強会も兼ねて設定してくれたらと思います。

13番(石井委員) 施行はいつからになりますか。

11番(戸部委員) 施行は12月までにということです。

高市議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 異議なしと認め質疑を終結いたします。

本案について、委員長の報告のとおり、策定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、原案のとおり策定することに決定いたしました。

高市議長 次に、報告第6号「合意解約の通知について」は、議案第26号の1番の委員長報告に代えさせていただきます。

高市議長 次に、報告第7号「専決処理の報告について」報告を求めます。  
岡田次長。

岡田次長 それでは議案書の13ページでございます。

報告第7号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成21年6月25日報告 流山市農業委員長 高市 正義

まず1番、農地法第4条第1項第5号の規定による届出でございます。これは先月の5月分でございます。全部で5件の届出でございます。転用目的別では、駐車場が3件、住宅用地が1件、共同住宅及び店舗が1件の5件でございます。5件、6筆、3,595㎡、内訳は田、4筆、2,170㎡、畑2筆、1,425㎡でございます。

次に14ページ、2番、農地法第5条第1項第3号の規定による届出でございますが、これも5月分につきましては、全部で12件の届出がございました。移転の原因別では、売買が11件、賃貸借が1件でございます。転用目的別では、住宅用地が10件、公衆用道路が1件、駐車場が1件の12件でございます。以上12件19筆、10,341.18㎡、内訳は田が5筆2,496㎡、畑が14筆7,845.18㎡でございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり。)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、定例総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後16時25分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成21年6月25日

議長 流山市農業委員会 会長 高市 正義

流山市農業委員会 委員 水代 啓司

流山市農業委員会 委員 渋谷 辰夫